

No. 27

| | |
|---------|---|
| 法令名 | クリーニング業法 |
| 根拠条項 | 第5条の2 |
| 許認可等の種類 | クリーニング所の使用前の検査 |
| 法令の定め | <p>第3条 営業者は、クリーニング所以外において、営業として洗たく物の処理を行い、又は行わせてはならない。</p> <p>2 営業者は、洗たく物の洗たくをするクリーニング所に、業務用の機械として、洗たく機及び脱水機をそれぞれ少なくとも1台備えなければならない。ただし、脱水機の効用をも有する洗たく機を備える場合は、脱水機は、備えなくてもよい。</p> <p>3 営業者は、前項に規定する措置のほか、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>一 クリーニング所及び業務用の車両（営業者がその業務のために使用する車両（軽車両を除く。）をいう。以下同じ。）並びに業務用の機械及び器具を清潔に保つこと</p> <p>二 洗たく物を洗たく又は仕上を終わったものと終らないものに区分しておくこと</p> <p>三 洗たく物をその用途に応じ区分して処理すること</p> <p>四 洗場については、床が、不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう。）で築造され、これに適当なこう配と排水口が設けられていること</p> <p>五 伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗たく物を取り扱う場合においては、その洗たく物は他の洗たく物と区分しておき、これを洗たくするときは、その前に消毒すること。ただし、洗たくが消毒の効果を有する方法によってなされる場合においては、消毒しなくてもよい。</p> <p>六 その他都道府県知事が定める必要な措置</p> <p>第4条 営業者は、クリーニング所（洗たく物の受取及び引渡のみを行うものを除く。）ごとに、1人以上のクリーニング師を置かなければならない。ただし、営業者がクリーニング師であって、自ら、主として一のクリーニング所においてその業務に従事するときは、当該クリーニング所については、この限りでない。</p> <p>第5条 クリーニング所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、クリーニング所の位置、構造設備及び従事者数並びにクリーニング師の氏名その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。</p> |

3 前二項の規定により届け出た事項に変更が生じたとき、又はクリーニング所を廃止したときは、営業者は、厚生労働省令の定めるところにより、すみやかに都道府県知事に届け出なければならない。

第5条の2 営業者は、そのクリーニング所の構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第3条第2項又は第3項の規定に適合する旨の確認を受けた後でなければ、当該クリーニング所を使用してはならない。

施行規則第1条 クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する厚生労働省令で定める洗たく物は、次に掲げる洗たく物で営業者に引き渡される前に消毒されていないものとする。

- 一 伝染性の疾病にかかっている者が使用した物として引き渡されたもの
- 二 伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして引き渡されたもの
- 三 おむつ、パンツその他これらに類するもの
- 四 手ぬぐい、タオルその他これらに類するもの
- 五 病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの

施行規則第1条の3 法第5条第1項の規定による開設の届出は、次の事項を記載した届出書を、開設地を管轄する都道府県知事（地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項の規定に基づく政令で定める市又は特別区にあっては市長又は区長。第2項、第2条の2、第2条の3及び第2条の4において同じ。）に提出することによって行うものとする。

- 一 クリーニング所の名称
- 二 クリーニング所の所在地
- 三 クリーニング所開設の予定年月日
- 四 クリーニング所の構造及び設備の概要
- 五 営業者（管理人を置いたときは、その管理人を含む。）の氏名、本籍及び生年月日又は名称並びに住所
- 六 従事者中にクリーニング師のある場合には、その本籍、住所氏名及び生年月日並びに登録番号
- 七 従事者数
- 八 洗たく物の受取及び引渡しのみを行なうクリーニング所にあつては、その旨
- 九 法第3条第3項第5号に規定する洗たく物を取り扱わないクリーニング所にあつては、その旨

3 法第5条第3項の規定による変更及び廃止の届出は、その旨を前二項の規定に準じて行うものとする。

施行規則第2条 前条第1項及び第2項の届出をする営業者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、同項の届出に、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる事項を記載した書類を添

付するものとする。

- 一 クリーニング所又は無店舗取次店の名称
- 二 クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
- 三 従事者数
- 四 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

施行条例第2条 法第3条第3項第6号の知事が定める必要な措置は、次のとおりとする。

- 一 クリーニング所は、居室、台所、便所等とは隔壁等により区画され、洗濯物の処理及び衛生保持に支障のない広さを有すること。
- 二 クリーニング所は、採光及び換気が十分に行える構造であり、必要に応じ、適当な証明設備及び換気設備が設けられていること。
- 三 クリーニング所における洗濯物の受取及び引渡しを行う場所（次号において「受渡場」という。）には、適当な広さの受渡台を設け、かつ、洗濯の終わったものと終わらないものに区分して収納する棚、容器等を備えること。
- 四 受渡場の床は、不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう。次号において同じ。）で築造されていること。
- 五 洗場の内壁は、不浸透性材料で築造されている場合を除き、汚染を受けやすい高さまで、不浸透性材料で腰張りされていること。
- 六 有機溶剤を使用するクリーニング所は、有機溶剤回収装置が備えられ、かつ、適当な位置に局所排気装置、全体換気装置等の換気設備が設けられていること。
- 七 クリーニング業法施行規則（昭和22年厚生省令第35号）第1条に規定する洗濯物を取り扱う場合は、当該洗濯物を収納する専用の棚又は容器を備えること。
- 八 おむつ、パンツ等し尿浄化装置を設けること。ただし、汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させるクリーニング所にあつては、し尿浄化装置を設けないことができる。
- 九 病院（診療所を含む。イにおいて同じ。）からの洗濯の業務の委託を受けた洗濯物を取り扱う場合は、次によること。
 - ア 洗濯の終わったものと終わらないものを別個に運搬する専用の業務用の車両を備えること。ただし、洗濯物を運搬する車両の構造が洗濯の終わったものと終わらないものに区分して収納でき、かつ、洗濯の終わったものが汚染されるおそれがない場合は、この限りでない。
 - イ 洗濯物を病院から洗濯の業務の委託を受けたものとそれ以外のものに区分して処理することができる構造設備を有すること。
- 十 乾燥機によらないで洗濯物を乾燥させる場合に、火災等の危険性のない

| | |
|--------|---|
| | <p>乾燥場を設けること。</p> <p>十一 洗濯物の集配のために使用する容器は、洗濯の終わった洗濯物のためのもものと洗濯の終わらない洗濯物のためのもものに区分するとともに、これに当該洗濯物を取り扱う業者の氏名、名称等を明示すること。</p> <p>十二 クリーニング所内のねずみ、昆虫等の駆除を定期的実施すること。</p> <p>十三 業務用の機械及び器具を適正に使用できるよう保守点検し、必要に応じ、整備し、又は補修すること。</p> <p>十四 ドライクリーニングによる洗濯物の乾燥は、乾燥機その他の乾燥設備内で、使用した有機溶剤の種類、量等に応じた適正な温度で行うこと。</p> <p>十五 溶剤、染み抜き薬剤、消毒剤等は、それぞれ品名を表示して、専用の戸棚、保管庫等に格納し、特に有機溶剤は、密閉した容器に保管した上で格納すること。</p> <p>十六 仕上げの終わった洗濯物は、包装し、又は棚、容器等に保管すること。</p> <p>施行細則第3条 省令第1条の3第1項の届出書の様式は、別記第1号様式(省略)とする。</p> <p>施行細則第4条 法第5条第3項の規定による変更又は廃止の届出は、別記第2号様式(省略)の届出書によってしなければならない</p> |
| 審査基準 | <p>法令の定める他、次の通知等による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ クリーニング業法の一部を改正する法律等の施行について 平成元年3月27日 衛指第45号 厚生省生活衛生局長通知 ・ クリーニング業法(第5条の2)に関する疑義について 昭和39年10月28日 環衛第28号 厚生省環境衛生局環境衛生課長通知 ・ 営業関係施設の増改築等による取扱いについて 昭和40年8月23日 40環第3265号 衛生部長通知 |
| 標準処理期間 | <p>総期間 15日 (注: 休日は含まない。)</p> <p>経由機関 日 ()</p> <p>処分機関 15日 ()</p> |
| 処分担当課 | 各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室(地域保健室)生活衛生課 |
| 申請先等 | 各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室(地域保健室)生活衛生課 |
| 問い合わせ先 | 保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ(電話番号: 011-204-5260) |
| 備考 | http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

No. 28

| | |
|--------|---|
| 法令名 | クリーニング業法 |
| 根拠条項 | 第5条の3第1項 |
| 許可等の種類 | クリーニング業の地位の承継の届出(相続、合併、分割) |
| 法の定め | <p>(営業者の届出)</p> <p>第5条 クリーニング所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、クリーニング所の位置、構造設備及び従事者数並びにクリーニング師の氏名その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定により届け出た事項に変更を生じたとき、又はクリーニング所を廃止したときは、営業者は、厚生労働省令の定めるところにより、すみやかに都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>(地位の承継)</p> <p>第5条の3 第5条第1項又は第2項の届出をした営業者について相続、合併又は分割(当該営業を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人は、当該届出をした営業者の地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> |
| 審査基準 | 法令の定めによる。 |
| 標準処理期間 | <p>総期間 15日 (注: 休日は含まない。)</p> <p>経由機関 日 ()</p> <p>処分機関 15日 ()</p> |
| 処分担当課 | 各総合振興局(振興局) 保健環境部保健行政室(地域保健室) 生活衛生課 |
| 申請先等 | 各総合振興局(振興局) 保健環境部保健行政室(地域保健室) 生活衛生課 |
| 問い合わせ先 | 保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ(電話番号: 011-204-5260) |
| 備考 | http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

No. 29

| | |
|--------|--|
| 法令名 | クリーニング業法 |
| 根拠条項 | 第6条 施行令第1条第2項、施行令第1条第3項 |
| 許可等の種類 | クリーニング師の免許の交付 クリーニング師免許の書換交付 クリーニング師免許の再交付 |
| 法令の定め | 第6条 クリーニング師の免許は、都道府県知事がクリーニング師試験に合格した者に与える。 第8条 都道府県に原簿を備え、クリーニング師の免許に関する事項を登録する。 2 この法律に定めるものの外、クリーニング師の免許、試験及び登録に関して必要な事項は、政令で定める。 施行令第1条 都道府県知事は、クリーニング業法第6条の規定によりクリーニング師の免許を与えたときは、厚生労働省令で定める様式によるクリーニング師免許証を免許を受けた者に交付しなければならない。 2 都道府県知事は、免許証の記載事項に変更を生じたクリーニング師から免許証の訂正の申請があったときは、免許証を訂正して交付しなければならない。 3 都道府県知事は、免許証を亡失し、又はき損したクリーニング師から免許証の再交付の申請があったときは、免許証を交付しなければならない。 施行令第3条 この政令に定めるもののほか、クリーニング師の免許、試験及び登録に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。 施行規則第5条 クリーニング業法施行令第1条第1項の規定によりクリーニング師に交付する免許証は、別記様式(省略)による。 |
| 審査基準 | 法令の定める他、次の通知等による。 ・ 理容師養成施設及び美容師養成施設の入学資格並びにクリーニング師試験の受験資格の認定について 昭和43年2月8日 環衛第8023号 厚生省環境衛生局長通知 ・ 理容師等免許申請事務の取扱いについて 平成3年3月27日 食品第771号 保健環境部長通知 |
| 標準処理期間 | 総期間 24日 (注: 休日は含まない。) 経由機関 5日 (各総合振興局(振興局) 保健環境部 保健行政室(地域保健室) 生活衛生課) 処分機関 19日 (保健福祉部健康安全局食品衛生課) |
| 処分担当課 | 保健福祉部健康安全局食品衛生課 (電話番号: 011-204-5260) |

| | |
|--------|---|
| 申請先 | 各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課 保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ（電話番号：011-204-5260） |
| 問い合わせ先 | 保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ（電話番号：011-204-5260） |
| 備考 | http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

No. 30

| | |
|--------|---|
| 法令名 | クリーニング業法 |
| 根拠条項 | 第8条の2第1項 |
| 許可等の種類 | クリーニング師の研修の指定 |
| 法令の定め | (クリーニング師の研修) 第8条の2 クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定したクリーニング師の資質の向上を図るための研修を受けなければならない。 |
| 審査基準 | 法令に定める他、次の通知による。 クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定について 平成元年3月27日衛指第46号厚生省生活衛生局長通知 |
| 標準処理期間 | 総期間 15日 (注: 休日は含まない。) 経由期間 日 処分期間 15日 |
| 処分担当課 | 保健福祉部健康安全局食品衛生課 (電話番号: 011-204-5260) |
| 申請先 | 保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号: 011-204-5260) |
| 問い合わせ先 | 保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号: 011-204-5260) |
| 備考 | http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm |

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

No. 31

| | |
|--------|--|
| 法令名 | クリーニング業法 |
| 根拠条項 | 第8条の3 |
| 許可等の種類 | 業務従事者に対する講習の指定 |
| 法令の定め | (業務従事者に対する講習) 第8条の3 営業者は、厚生労働省令で定めるところにより、その業務に従事する者に対し、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い指定した当該業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を受けさせなければならない。 |
| 審査基準 | 法令に定める他、次の通知による。 クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定について 平成元年3月27日衛指第46号厚生省生活衛生局長通知 |
| 標準処理期間 | 総期間 15日 (注: 休日は含まない。) 経由期間 日 処分期間 15日 |
| 処分担当課 | 保健福祉部健康安全局食品衛生課 (電話番号: 011-204-5260) |
| 申請先 | 保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号: 011-204-5260) |
| 問い合わせ先 | 保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号: 011-204-5260) |
| 備考 | http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm |